民法改正「定型約款」

弁護士 新 智博

1 規定新設のポイント

本稿では、令和 2 年 4 月 1 日に施行された改正民法において新設された 定型約款についての条項についてご説明します。定型約款の新設前におい ても、多くの取引に約款が用いられていましたが、このような約款につい ては、今般の民法改正まで、民法上の規定がなく、紛争の原因となってい ました。一方で、約款がなければ不特定多数を相手とする取引の合理性を 損なうことになります。そこで、今般の民法改正において、「定型約款」に ついての規定が新設されることになりました。

本稿においては、具体的に、どのような約款が「定型約款」に該当するか、どのような場合に取引当事者が「定型約款」に拘束されるか、「定型約款」の変更はどのように行うか等を中心に説明します。

2 定型約款の定義

(定型約款の合意)

第 548 条の 2

- 1 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。
 - 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
 - 二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、 又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその 実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原 則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、 合意をしなかったものとみなす。

(1)①「定型取引」に用いられるものであること

「定型取引」とは、次のいずれも満たす取引のことを指します。

ア 特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であること

これは、相手方の個性に着目せずに行う取引か否かに注目した要件です。例えば、労働契約は、相手方の個性に着目して行われる取引ですので、当該要件を満たさず、「定型取引」に該当しません(民法(債権)部会資料(以下「部会資料」といいます。)86-2・1頁)。他方で、一定の集団に属する者との間で行われる取引であっても、それが相手方の個性に着目せずに行われるものであれば、「不特定多数の者」を相手とする取引の要件を満たします(部会資料86-2・1頁)。

イ 取引内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合 理的なものであること

多数の相手方に対して同一の内容で契約を締結することが通常であり、かつ、相手方が交渉を行わず、一方当事者が準備した契約条項の総体をそのまま受け入れて契約を締結に至ることが、取引通念に照らして合理的である取引のことをさします(部会資料78B・15頁)。

したがって、定型条項がある契約において、例外的に、定型条項の一部について別段の合意が成立した場合、当該一部については、結果的に画一的な内容とはなっていないため、当該一部は定型条項から除かれます。

(2)その他の要件

「定型約款」といえるには、上記「定型取引」に用いられ、契約の 内容とすることを目的として準備されたものであり、当該定型取引の 当事者の一方により準備されたものであることが必要となります。

(3) 小括

このように定型約款の定義を理解することから、生命保険約款、損保保険約款、旅行業約款、宿泊約款、運送約款、預金規定、コンピュータソフトウェアの利用規約等、現在において、一般的に「約款」とよばれているものは、ほとんどが「定型約款」に該当すると考えられます。

3 定型約款による拘束の要件

(1) ①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき(民法 548 条の 2 第 1 項 1 号)

民法 548条の 2 第 1 項 1 号の「合意」は、定型約款を契約に組み入れる事を合意したことを意味します。今後、定型約款を用いて契約を締結する場合は、例えば、契約条項に「本取引には別紙定型約款が適用されることを承認する」といった条項を設ける必要があります。

(2)②定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき(民法 548 条の 2 第 1 項 2 号)

民法 548 条の 2 第 1 項 2 号は、取引の相手方に定型約款の内容を表示することを拘束力発生の要件としたのではなく、定型約款を契約の内容とすることを表示することを要件としたものです。

(3) 民法 548 条の 2 第 2 項について

民法 548 条の 2 第 2 項は、消費者契約法 10 条と同様の枠組みを用いていますが、同条が事業者・消費者間の情報格差、交渉力格差を基礎としたものであるのに対し、本条 2 項は、契約の内容を具体的に認識しなくても定型約款の個別の条項について合意をしたものとみなされるという定型約款の特殊性、契約締結の態様等も考慮された上で、本条 2 項における「不当性」の有無が判断されます(部会資料 8 6 - 2・4 頁)。

4 定型約款の内容表示義務

(定型約款の内容の表示)

第 548 条の 3

- 1 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。
- 2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだ ときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生 した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

定型条項を用いて契約を締結する場面では、相手方は定型条項の中身を逐一見ようとしない場合が多く考えられるため、常に相手方に事前に内容を開示しなければ契約内容とならないとすると、かえって煩雑になることと、相手方が、自らの締結しようとし、又は締結した契約に用いられる定型約款の内容を確認できるようにする事が必要であることとの間でバランスを取った結果、本条が定められました。

特徴的なのは、上述した定型約款の拘束力でも述べたとおり、定型約 款の内容の開示が定型約款の拘束力の必須の要件とはなっていない点、 定型約款準備者に開示が義務づけられるのは、一定期間内に相手方から 請求があった場合に限られている点です。

5 定型約款の変更

(定型約款の変更)

第 548 条の 4

- 1 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。
 - 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、 その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定 型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他 の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 第1項第2号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が 到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じな い。
- 4 第548条の2第2項の規定は、第1項の規定による定型約款の変更 については、適用しない。

(1)趣旨

定型約款を用いて多数の取引をした後に、定型約款準備が約款の 条項について変更を必要とする事態が生じた場合に、定型約款準備 者が既に取引をした多数の者との間で個別に約款条項の変更につ いて合意をしなければ変更の効力が生じないとしたのでは、取引に おいて定型約款を用いる意味がなくなります。一方で、定型約款準備者がその一方的意思表示で約款条項の内容を随意に変更することができるとしたのでは、契約の拘束力が与えられる根拠(当事者の合意)を無視することとなり、適切ではありません。

そこで、民法は本条により、所定の要件を満たせば、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意をしたものとみなし、個別に相手方と合意することなく契約の内容を変更できるとしました。

(2)変更条項の取り扱い

民法 548条の 4 第 1 項は、民法 548条の 2 第 2 項を前提とするので、定型約款の中で定型約款準備者が個別に相手方と合意をすることなく契約内容を変更することができる旨の条項(変更条項)が定められている場合は、同項により、変更条項が不当条項と判断される可能性があり、その場合変更条項は契約内容となりません。しかし、このような場合に、民法 548条の 4 第 1 項による定型約款の変更ができなくなるわけではありません。

6 経過措置

本稿で紹介した民法 548条の 2~548条の 4 は、施行日前に締結された定型取引に係る契約についても適用されますが、旧法の規定によって生じた効力を妨げることはありません (附則 33条1項)。また、契約当事者の一方により施行日前に反対の意思表示が書面でされた場合は、本条の適用はありません (同条2項・3項)。

以上